

## 東村滞在型観光創出事業 業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、東村滞在型観光創出の全体構想策定と宿泊拠点設置による北部東海岸エリアの観光消費額の拡大及び安定的な雇用を創出することを目的とし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 委託業務名

東村滞在型観光創出事業

#### (2) 発注者

NPO 法人東村観光推進協議会

沖縄県国頭郡東村字平良 809 番地 1 理事長 渡久山 真一

#### (3) 業務の内容

東村滞在型観光創出事業における必要業務

- ① 全体構想策定
- ② 調査業務
- ③ 宿泊施設の設計・施工
- ④ 観光プログラム開発構想業務

#### (4) 履行期間

業務委託契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### (5) 契約額（上限額）

¥1 7 2 , 0 0 0 , 0 0 0 (税込)

### 3. 選定方式

選定方法は本実施要領に記載する「企画提案書」などを求め、提案者の経験及び実施の能力、提案内容を総合的に比較検討し、最適受託者をプロポーザルで選定する。

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 必要に足る経験、実績、知識を有すること。
- (3) 暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

### 5. 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問については、「質問書」に質問の趣旨を箇条書きで簡潔に記入し、FAX にて行うこと。

#### (1) 受付期間

令和 5 年 12 月 12 日（火）～令和 5 年 12 月 20 日（水）

#### (2) 回答方法

質問及び回答をとりまとめ、令和 5 年 12 月 22 日（金）までに FAX にて回答を行う。

### 6. 参加意思表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」、「プロポーザル実施要領」等、公募に関する資料・様式を、指定のホームページからダウンロードし、「参加意思表明書」を FAX にて提出し、原

本は郵送すること。

※NPO 法人東村観光推進協議会ホームページ：<https://higashi-kanko.or.jp/>

- (1) 参加意思表明書提出期限  
令和5年12月22日(金)17時まで
- (2) 参加意思表明書提出場所  
原本提出先：NPO 法人東村観光推進協議会 沖縄県国頭郡東村字平良809番地1  
FAX送信先：東村役場 企画観光課 担当：河合 FAX：0980-43-2457
- (3) 参加資格決定通知  
令和5年12月25日(月)
- (4) プレゼンテーションの開催  
提案された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。
  - ①実施日：令和6年1月11日(木)
  - ②場所：NPO 法人東村観光推進協議会(※オンライン可)
  - ③その他、時間・場所については別途連絡します。1業者30分程度(プレゼンテーション20分、質疑10分)とします。プロジェクターを使用する場合は事前に連絡してください。
  - ④出席者は、4名以内とする。

## 7. 提案書の提出

- (1) 企画提案書(任意様式)を提出
- (2) 提出期限  
令和6年1月9日(火)17時迄

## 8. 候補者の決定

提出された企画提案書について、企画提案者のプレゼンテーション内容を加味して審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、公正な審査を行い、候補者と次点者を選定する。なお、審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

選定後に候補者と発注者は企画提案の内容をもとにして、必要な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整った際に随意契約の手続きに進み、14日以内(予定)に交渉が整わない場合には、次点候補者と改めてNPO 法人東村観光推進協議会が交渉を行う。

なお、本プロポーザルに関して提案事業者が1社の場合であっても、審査委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する

## 9. 留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は失格
  - ①提案上限額を超えた場合
  - ②他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合
  - ③応募提案書類に虚偽の記載をした場合
  - ④提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 提出された書類については、追加・削除等は原則として認めないものとする。
- (3) 提出して頂いた全ての書類等は返却を行わない。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (5) 参加者は、複数の提案書の提出はできない
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

## 10. 見積書作成にあたっての注意事項

提案金額は、請負期間中の本業務に係る費用の見込み額とし、以下の事項に注意し作成すること。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに拘わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (2) 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定すること。

## 11. プロポーザル実施スケジュール

- (1) プロポーザル公告 : 令和5年12月12日(火)
- (2) 質問受付期間 : 令和5年12月12日(火)～令和5年12月20日(水)17時まで
- (3) 質問回答日 : 令和5年12月22日(金)
- (4) 参加意思表明書提出 : 令和5年12月22日(金)17時まで
- (5) 参加資格決定通知 : 令和5年12月25日(月)
- (6) 提案書の提出 : 令和6年1月9日(火)
- (7) プレゼンテーション開催 : 令和6年1月11日(木)
- (8) 審査結果通知日 : 令和6年1月12日(金)
- (9) 契約締結 : 令和6年1月15日(月)以降

## 12. 問合せ

NPO 法人東村観光推進協議会

(担当窓口) 東村役場 企画観光課 担当: 河合 〒905-1292 東村字平良 804

電話: 090-5322-5235 FAX: 0980-43-2457 メール: h.kawai962@higashi-kanko.jp

令和5年 月 日

NPO 法人東村観光推進協議会  
理事長 渡久山 真一 殿

東村滞在型観光創出事業  
業務委託プロポーザル 参加意思表明書

法人名：  
（団体名）：  
所在地：  
代表者氏名：

※文字サイズは10ポイント以上とし提出ください。

※仕様書、実施要綱等を参考に、具体的かつ簡潔に記載してください。

※企画提案書は参加資格決定通知後、別途期日までにデータで提出してください。原本の提出は不要です。

1. 業務の実施体制

(1) 会社の概要

(2) 本業務に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）

(3) 業務の実施体制（提出時及び提案時に一部予定として記載を可とする）

①全体構想策定

②調査業務

③施設的设计・施工

④観光プログラム開発構想業務

(4) 業務実施責任者の知識・経験・資格等

(5) 事業費の概算予定価格

2. 提案概要

(1) 提案のポイント、企画の強みについて

(2) その他提案における説明事項（任意）

# 質疑書

令和5年 月 日

NPO 法人東村観光推進協議会  
理事長 渡久山 真一 殿

法人名（団体名）：  
代表者名：

業 務 名：東村滞在型観光創出事業委託業務

委託業務項目	質疑事項